

東日本大震災・原子力発電所事故に係る避難者支援及び 原子力発電所の安全対策等に関する決議

東日本大震災及び原子力災害の発生から2年半が経過した。依然として多くの住民が故郷を離れ、先行きの見えない厳しい避難生活や、仮設住宅等での不安定な生活を送っている。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所では、海洋への汚染水流出など、住民の不安を招くトラブルが続出しており、事故収束の見通しは立っていない。

こうした中、避難者・被災者に対しては、今後の見通しを示すとともに、早期の生活再建に向けた具体的かつ継続的な支援を更に講じていく必要がある。

また、福島第一原子力発電所事故の早期収束はもとより、原子力発電所の安全確保や住民の安全・安心を最優先とした実効性のある原子力安全対策について、国が前面に立ち、全力で取り組むことが必要である。

さらに、東日本大震災の教訓を今後も風化させないことは、未曾有の大災害からの復興を国民全体で支え合っていく上で不可欠である。

よって、国においては、被災者・被災自治体をはじめ、避難者支援を行う自治体に対して、また、原子力発電所の安全対策の充実など、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

- 1 東日本大震災及び原子力発電所事故に係る避難者支援等について
 - (1) 避難者の住宅確保及び就業支援に関する施策等の推進を含めた「子ども・被災者生活支援法（略称）」の基本方針を速やかに策定し、それに基づく被災者支援の具体的施策を実施すること。
 - (2) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

2 原子力発電所の安全対策等について

- (1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査の下、結果を分かりやすく説明すること。
- (2) 原子力規制委員会の検討チームにおける検討課題に早期に取り組みとともに、事故原因の調査・検証を含め、確実に新規制基準に反映すること。
- (3) 放射線モニタリング体制の強化や住民の冷静な行動を促す適切な情報伝達体制の構築など、必要な財源措置を含め、実効性のある原子力防災対策を講じること。
- (4) 安定ヨウ素剤の配備及び服用方法について、事故検証を踏まえ、法改正等も含めた実効性のある対策の明確な方針を示し、地方自治体の取組に対し積極的に協力すること。
- (5) 原子力施設の安全確保及び防災対策上における「安全協定」の位置付けを明確化すること。
- (6) 原子力発電所の再稼働を判断する際は、安全確保に加え、住民の理解を得るべく環境整備を重要課題と位置付け、国が前面に立ち、住民に対し丁寧に説明すること。

以上、決議する。

平成25年10月18日

第163回北信越市長会総会